

産総研特許の活用

産総研イノベーションズの活動状況 2

知的財産部 甲田 壽男

● 使用する方の立場に立った支援を

産総研では技術移転をミッションの一つに掲げ、“patent first publish later”を指針として研究成果の普及を図っています。一方、特許を実際に使われる企業としては、“産総研の特許にはどのようなものがあるか”また“実施するに当たっては、どのような支援が受けられるのか”が重要であると思われます。産総研ではすでに権利化された登録特許や公開特許情報のHPでの検索、新しく追加された公開特許情報のメーリングリストによる配信、さらには未公開の出願特許もその発明の名称や発明者をHPで見ることができると、使用者の立場に立って便宜を図っています。また産総研には「特許実用化共同研究開発制度」など産総研の特

許の実用化を促進するための共同研究制度があり、この制度を活用して毎年20件を超える共同研究が特許実施を目指して進められています。これら産総研特許の活用について具体的に紹介します。

● 産総研特許情報の活用

1) 産総研の特許にはどのようなものがあるか - 特許検索について -

産総研には、国内において登録済みの特許が約8,000件、毎年数百件の特許登録と1,000件以上の特許出願があります。これらの公開特許情報および登録特許情報を集めたデータベース「知的財産権公開システム〔IDEA (アイディア)〕」(図1)を構築し、技術用語などのキーワードや特許番号等で検索できるように整備しています。検索された特許につい

て、特許請求の範囲や明細書・図面などの情報表示、公報のプリントアウトも可能です(表1)。

2) 新着特許情報発信サービス

ユーザー登録をすると、IDEAに新たな産総研の公開および登録情報が追加された場合「公開又は登録番号」と「発明の名称」をお知らせするサービスが利用できます(表2)。

3) 未公開特許情報

産総研は未公開特許情報として、出願番号、発明の名称、および発明者を公開しています(表3)。

● 特許活用の支援制度

産総研には企業の方が産総研の特許を実施するにあたりいろいろな支援制度を準備しています。産学官連携部門HPのトップページの「連携制度一覧」の中の「支援制度」をクリッ



● 図1 産総研知的財産権公開システムHP; <http://www.aist.go.jp/aist-idea/>

● 表1 特許検索方法

- ①産総研HP (<http://www.aist.go.jp/>) にアクセスします。
- ②トップページの左列メニューに「データベース」の項があります。その項目の「特許等」をクリックすると「知的財産権公開システム」トップページに移動します。
- ③「知的財産権に関する情報を検索したい方はこちら」のボタンをクリックすると「特許・実用新案検索」の画面へ移動します。
- ④キーワード検索をする場合には「初心者向け簡易検索」のボタンをクリックします。
 - 1) 「初心者向け簡易検索」では、平成5年以降の公開登録情報から、技術用語や発明者などの検索ワードで検索できます。生命、情報・通信など9つの分野での絞込検索や複数のワードによる絞込検索も可能です。
 - 2) 例えば「検索ワード入力」に「光触媒」というキーワードを入れて検索実行ボタンをクリックすると「工業所有権一覧」が表示されます。
 - 3) 「公開番号/登録番号」をクリックすると「工業所有権詳細」の画面に移動し、特許明細書を読むことができます。そしてこの画面のプリントアウトも可能です。
- ⑤同様なキーワード検索は③で示されたメニューのうち「公報テキスト検索」でもできます。また出願番号や特許番号が分かっている場合には、③で示されたメニューにおいて「特許・実用新案公報DB検索」など他のボタンが利用できます。

くすると「特許実用化共同研究制度」、「中小企業支援型研究開発制度」などの項目が表示されます。ここではその中の「特許実用化共同研究制度」について説明をします。

「特許実用化共同研究制度」の項目をクリックすると図2へ移動します。この制度は、産総研の特許を使って製品化を図ろうとする企業の方と必要な共同研究を行う制度です。産総研では産総研研究者が使う研究費を1件あたり1,000万円～2,000万円用意しますが、企業にも研究者と研究費を準備していただく必要があります。さらに実施する担保として産総研イノベーションズと有償のオプション契約などを締結することと、ビジネスプランの提示が必要になります。共同研究期間は原則として1年以内ですが、本制度への応募は年度予算の範囲内で随時受け付けています。

共同研究を開始するまでの流れとしては、産総研研究者が企業の方の協力を得て応募書類を記載し、提出先の知的財産部の書類内容チェックを受けたあと、産総研イノベーションズのヒアリングに臨みます。ヒアリングで推薦された課題に対して、産学官連携部門での確認を経てオプション契約などの締結後、通常の共同研究の手続きが開始されます。

平成15年度の第一回ヒアリングは終了しています。今回のヒアリングにおける特徴は、提案者に対し先行特許調査結果の発表を義務付けしたところにあります。これは産総研の特許を安心して実施する上で、利用関係にある先行特許が無いことなどの確認が必要なためです。従来は産総研イノベーションズが知的財産部や内部弁理士の協力で調査を行っていましたが、研究者にもその重要性を認識してもらうこと、および先行特許調査ができる環境が整ったことにより実行されたものです。

●表2 新着情報発信サービス新規ユーザ登録方法

- ① 図1の下のボタン「新着情報発信サービスのメニューはこちら」のボタンをクリックすると「新規ユーザ登録」ができるページに移動します。
- ② 「新着情報発信サービス」を希望する方は「新規ユーザ登録」に登録してください。毎週の予定で追加情報のメールが届きます。この案内で示された公開番号をIDEAで検索するとその内容を読み取ることが出来ます。

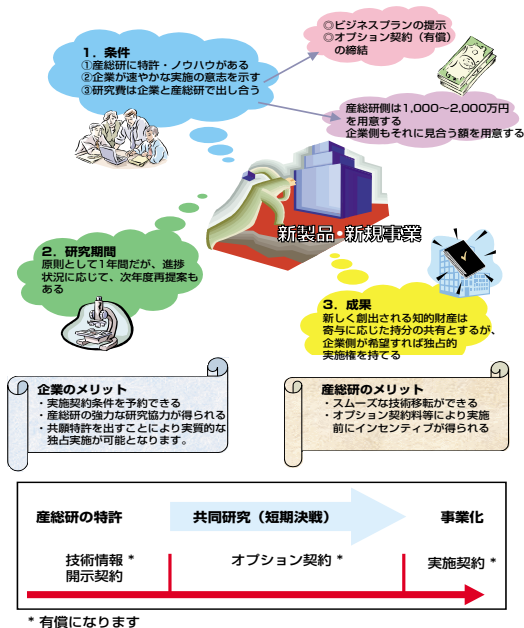
●表3 未公開特許検索方法

- ① 産総研HPの左列メニューから「産学官連携」をクリックすると、産学官連携部門のトップページに移動します。
- ② トップページにある「知的財産部」のボタンをクリックすると知的財産部のページに移動します。
- ③ 「特許情報」をクリックすると「未公開特許情報」が表示されます。
 - 1) 年月の項目をクリックすると、その年月に出願された特許の「出願番号」、「発明等の名称」、「筆頭発明者」のリストを見ることができます。
 - 2) 直接下記のURLでアクセスすることもできます。

<http://unit.aist.go.jp/collab/intelprop/02/02index.htm>

【注】

- ① リスト掲載は産総研単独出願分のみで、企業等と共同出願したものは含まれません。
- ② 発明の名称は一部変更してある場合もあります。
- ③ 実施を目的として、特定の未公開特許出願の内容を知りたい場合は、産総研イノベーションズにご連絡ください。情報開示契約（有料）を締結後、その内容を開示いたします。



●図2 特許実用化共同研究

産総研の持つ特許を企業が実施するために必要な追加実験や応用研究を共同で取り組み、技術移転を促進します。

お問い合わせ

産総研イノベーションズ

- 〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1
つくば中央第二事業所D棟7階
((独) 産業技術総合研究所 産学官連携部門内)
産総研イノベーションズ 業務部
- TEL 029-861-9232
- FAX 029-861-5087
- E-mail aist-innovations@m.aist.go.jp
- URL <http://unit.aist.go.jp/collab/intelprop/tlo/index.htm>